

## 第5章 地域支援事業

### 1 地域支援事業の推進

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成されています。

地域支援事業の概要	
項目	内容
事業内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 介護予防事業（必須事業）<ol style="list-style-type: none"><li>①二次予防事業</li><li>②一次予防事業</li></ol></li><li>2 包括的支援事業（必須事業）<ol style="list-style-type: none"><li>①介護予防ケアマネジメント事業</li><li>②総合相談支援事業</li><li>③権利擁護事業</li><li>④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</li></ol></li><li>3 その他事業（任意事業）<ol style="list-style-type: none"><li>①介護給付等費用適正化事業</li><li>②家族介護支援事業</li><li>③その他の事業</li></ol></li><li>4 介護予防・日常生活支援総合事業</li></ol>

## 2 二次予防事業

介護予防事業の対象である二次予防事業対象者に対する事業として、通所または訪問により要介護状態等になることの予防を目的として事業を実施します。

### (1) 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業の対象者となる高齢者を把握するため、要介護認定を受けていない方で、第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態を保健活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等の方法により、調査する事業です。

本町では、基本チェックリストに従って二次予防事業対象者を把握します。

### (2) 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された高齢者を対象に、通所による介護予防を目的とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等に効果があると認められる事業です。

#### ① 運動器の機能向上

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する事業です。

本町では、町内5会場で貯筋体操・ゲーム・レクリエーション等を取り入れた事業を実施しています。

#### ② 栄養改善

高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的とした個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を実施する事業です。

本町では、管理栄養士等専門スタッフによる相談や健康教育とともに、口腔機能の向上の計画とあわせて実施しています。

#### ③ 口腔機能の向上

高齢者の摂食・嚥下機能えんげの低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能えんげに関する機能訓練の指導等を実施する事業です。

本町では、歯科衛生士等の専門スタッフによる相談や指導を栄養改善の計画とあわせて実施しています。

#### ④ 認知症予防・支援

軽度認知症などのハイリスク者を対象にアセスメントを行った上で、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」事業等を提供することによって認知症の予防を図る事業です。

#### ⑤ うつ予防・支援

老化や生活環境の変化等に伴う身体的・心理的・社会的体験は閉じこもりなど社会からの孤立につながり、うつ病の引き金になることがあります。うつ病は心身両面に影響を与える疾病であり、高齢者のうつ対策は自殺予防に加えて、生活習慣病対策、ひいては要支援、要介護者を少なくするために重要なことです。

### (3) 訪問型介護予防事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された方を対象に、保健師等が居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する事業です。

本町では、通所型介護予防事業の参加が困難な方などを対象に、介護予防プランに基づき、栄養改善、口腔機能の向上を目的とした事業を実施していきます。

表 二次予防事業の実施状況

事業名	平成21年度		平成22年度	
(1) 二次予防事業対象者把握事業				
高齢者人口(人)	6,087		6,007	
二次予防事業対象者数(人)	247		217	
(2) 通所型介護予防事業	回数	参加実人員	回数	参加実人員
①運動器の機能向上	40回	40人	40回	28人
②栄養改善	6回	18人	3回	9人
③口腔機能の向上				
④認知症予防・支援	—	—	—	—
⑤うつ予防・支援	—	—	—	—
(3) 訪問型介護予防事業	47回	12人	39回	10人

### (4) 二次予防事業評価事業

市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防二次予防事業施策の事業評価を実施する事業です。

### 3 一次予防事業

地域で自主的な介護予防の活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できる地域社会を構築することを目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を次のように実施します。

#### (1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの配布、各利用者の介護予防事業の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を実施する事業です。

本町では、高齢者を対象とした健康講演会の開催やパンフレット等の配布により介護予防の重要性について啓発しています。

また、老人クラブ連合会が実施している水中ウォーキングに対して支援しています。

#### (2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等です。

本町では、ボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行います。

##### ①サロン事業

高齢者等を対象に、食事・レクリエーションなどを行う憩いの場を地域に設け、高齢者が気軽に出かけて、自主的な仲間づくりや健康づくりなどによって、地域で元気に暮らせることをめざします。

##### ②ふれあい昼食会

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事、レクリエーション等を行い、高齢者が地域住民とのふれあいを深め、地域で生きがいを持って元気に暮らしていただけることをめざします。

#### (3) 一次予防事業施策評価事業

本事業は、原則年度ごとに事業評価項目によってプロセス評価を中心に、介護予防一次予防事業施策の事業評価を実施する事業です。

## 4 包括的支援事業

### (1) 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、地域包括支援センターが高齢者に対してスクリーニングを行い、介護予防事業対象者の名簿に基づき、おおむね次のようなプロセスにより実施する事業です。

- |                   |
|-------------------|
| ①一次アセスメント         |
| ②介護予防ケアプランの作成     |
| ③サービスの提供後の再アセスメント |
| ④事業評価             |

また、地域包括支援センターでは、予防給付（要支援者へのサービス）に関するマネジメント業務も併せて実施します。

本町では、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

表 介護予防ケアマネジメント事業利用状況

年度	ケアプラン作成者数
平成22年度実績	47 人

### (2) 総合相談支援事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、①地域における様々な関係者とのネットワーク構築、②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援が必要な高齢者への対応などを行う事業です。

本町では、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

表 総合相談支援事業利用状況

年度	相談延べ件数
平成22年度実績	785 件

### (3) 権利擁護事業

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合は各種制度を活用します。

本町では、地域包括支援センターが中心となって実施しています。

#### ① 成年後見制度の取組み

認知症等によって判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、法的行為などの支援につなげるため、成年後見制度を活用することが有効です。

本町を含めた知多5市5町共同で、成年後見に関する業務を知多地域成年後見センターに委託しています。本町では、地域包括支援センターを相談窓口にして、センターとの連携を図っています。

#### ② 高齢者虐待防止の取組み

高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活することができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、支援体制の確立を図ります。

表 権利擁護事業利用状況

年度	相談延べ件数
平成22年度実績	62件

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対するケアプラン作成技術の指導等、日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業です。

本町では、地域包括支援センターの主任ケアマネジャー等が中心となって実施しています。

表 包括的・継続的ケアマネジメント事業利用状況

年度	相談延べ件数
平成22年度実績	160件

## 5 その他事業（任意事業）

### （１）介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等の適正化を図るための事業です。

本町では、介護給付費通知の実施など給付の適正化に努めています。

### （２）家族介護支援事業

要介護者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。

#### ① 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室を開催する事業です。

本町では、必要な知識の習得とともに、介護者同士の輪を広げることを目的に実施しており、今後も地域包括支援センターをはじめ、関係機関と連携を取り、事業の充実を図っていきます。

#### ② 認知症高齢者見守り事業

認知症に関する広報・啓発活動、徘徊<sup>はいかい</sup>高齢者を早期発見できる仕組みを作り、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する事業です。

本町では、広報・啓発活動とともに、ボランティア等による見守り体制づくりに取り組めます。

### (3) その他の事業

#### ① 認知症対策の推進

今後、高齢者の人口増加に伴い、要介護高齢者を始め、認知症高齢者がさらに増加していくことが見込まれます。認知症高齢者の介護は、家族にとって精神的・身体的負担が大きくなる傾向にあるため、在宅での介護が困難になることが多く、多くの人が自分や家族が認知症になることに対し、強い不安感を持っています。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解し、地域の認知症高齢者が安心して生活を送れるようにするため、成年後見制度利用支援や認知症サポーターの養成を行うなど、安心して自立生活を維持できる環境づくりを進めます。

#### ② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業です。



## 6 介護予防・日常生活支援総合事業

平成23年6月22日に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」に基づいて、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

この介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業です。

この総合事業の導入により、以下のサービス等の実施が可能となります。

- ① 要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対する、切れ目のない総合的なサービスの提供
- ② 虚弱・引きこもり等の要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入
- ③ 自立や社会参加の意欲の高い者に対する、ボランティアによる当該事業への参加や活動の場の提供